

# 平成31年度　社会福祉法人守山市社会福祉協議会事業計画

## I 基本方針

私たちが暮らす地域社会は、急速な少子高齢化の進行、世帯規模の縮小による家族機能の低下、地域での支え合い意識の希薄化など、暮らしの基盤が揺らいでいます。

そのような中、社会的孤立、経済的困窮、日常的な買い物や家事、外出等の困りごとの問題など、多様な生活・福祉課題が顕在化してきています。

これらの課題を踏まえて、本会では、平成28年に策定した「みんなが主役 つながる 支えあう 福祉のまちづくり」を基本理念とする第3次守山市地域福祉活動計画を着実に実行し、地域生活課題の解決をはかる取り組みを進めなければなりません。

学区社会福祉協議会を基盤として、活動の交流・協議の場づくりを推進し、暮らしにくさを抱える方を中心においた支えあい活動を促進するとともに、日ごろより、生活課題の地域性を意識し、情報を収集・整理して、問題提起を行い、解決に向けて関係機関・団体と連携・協働し、継続的に支えあうことのできる地域をめざして活動を行います。

限られた資源、人員で、最大限の効果を発揮するため、組織の見直しや事業の統廃合を行いながら、重点的に取り組む項目を定め、住民主体の福祉のまちづくりを進めます。

## II 重点事項

### 【1】地域福祉部

#### (1) 見守り支えあい体制の構築

見守りに関する助成金を「見守り支えあい活動助成金」に一本化するとともに、助成金上限金額を引き上げ、複数者による見守り支えあい体制の促進をはかります。

#### (2) 生活支援体制整備事業

受託4年目として、市域(第1層)および学区(第2層)に配置の生活支援コーディネータに加え、市社協学区担当職員も積極的に支援を行い、担い手の発掘やネットワーク化等第2層協議体の活動支援の充実をはかります。また、多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりにむけ、市と連携を強化し、支援の強化をはかります。

#### (3) 第4次守山市地域福祉活動計画策定の推進

第3次守山市地域福祉活動計画が2020年度で終期となることから、第4次守山市地域福祉活動計画の策定に向けて、日頃の地域福祉活動に対する課題把握を聞き取りするとともに、活動計画の策定・見直を実施する「守山市地域福祉活動推進委員会」を設置します。

#### (4) 学区社協および自治会への活動支援

重点的に解決すべき地域生活課題として学区社協において採り上げられている事柄(認知症の方への支援、子育て支援、生活支援など)の解決や、自治会における健康福祉部会の設置・推進を図るため、学区地域福祉活動支援員(正規職員)を配置し、側面支援および必要な経費の支援を行い、住民主体の地域福祉の推進をはかります。

#### (5) 災害ボランティア体制の充実

災害が発生した場合、社協は災害ボランティアセンターを設置する役割を担っています。日ごろの見守り支えあい体制の強化と相まって、有事の際には災害ボランティアセンター設置を円滑に進め住民支援が行えるよう、災害ボランティアコーディネータの養成や関係者連絡会の開催を進めます。

#### (6) 社協の「見える化」の充実

社会福祉協議会の目的や役割について、住民の理解を高めることができるよう、社協だよりのカラー化を図るとともに、発行月を見直し、より迅速にタイムリーな情報を市民に提供します。

また、「社協ほっとホット福祉大賞」として、写真、川柳の募集を行い、暮らしや福祉について考えるきっかけづくりを行うとともに、社会福祉大会を地域福祉フォーラムとリニューアルし、より住民に社協に親しみをもって参加いただけるよう、内容の充実に努めます。

#### (7) 組織体制の見直しによる地域福祉活動の促進

ボランティアセンターを地域支援課に一元化し、地域支援と生活支援を一体的に行える体制とすることで、個別支援活動の問題を地域で共有したり、地域支援上の課題を解決するためにボランティアの力を求めたりして、地域生活課題の早期発見、早期解決に努めます。

#### (8) 財源確保の取り組みと社協理解の促進

新たな会費収納手法の一つとして、インターネットにより寄附できる仕組みを構築し、市内外に向けて広く会費協力を呼びかけ、社協への理解者、支援者を広げます。

## 【2】 介護事業部

### 1 介護事業の中期事業計画 3年目の推進

#### (1) 通所介護事業

- ア 石田デイサービスセンターと他のデイサービスセンターとの機能分担をすすめるために、重度の利用者の送迎・入浴・個別機能訓練などの介護サービスの充実を図り、より安全で利用者が安心して利用可能な体制を構築するとともに介護者のレスパイトの支援をし、地域で必要とされる事業所になるよう努めます。
- イ 療養通所介護事業所については、一般のデイサービスでは受け入れ困難な終末期看護が必要な利用者の受け入れを強化するため、訪問看護事業とともに職員体制を整えます。

#### (2) 認知症通所介護事業

- ア 限られた空間の中で安心して快適に過ごしてもらえることが可能な環境整備の実施や、作業療法等の充実、認知症に関する研修に参加し、質の高いサービスを提供します。
- イ 利用者家族の支援を強化するため、自宅訪問をさらに進めると同時に、家族間での意見や情報共有の場の提供をし、身体的および精神的な負担を軽減します。

### (3) 居宅介護支援事業所

- ア 充実したスキルを有する主任ケアマネジャーが多く在籍していることから業務内容のレベルアップをし、地域包括センターや病院などと連携をとり利用者や家族が安心して在宅での生活が維持できるよう支援します。
- イ 介護事業部の営業的役割の強化が図れるよう、各事業所と情報交換を十分に行い、連携を強化していきます。

### (4) 訪問介護事業所

- ア 困難ケース、重度者の介護、認知症介護の専門的な介護に対応できる特色のある事業所として他職種と連携しながら高い介護力を持った事業所として展開していきます。
- イ 職員体制を見直し、職員数が不足し対応が困難な状況にならないよう、新しい組織作りをします。

また、専門的な技術を向上させるため、研修参加など教育を充実させます。

### (5) 訪問看護事業所

- ア 地域での在宅療養者の暮らしを支える看護を提供するため、終末期看護と認知症看護を重点的にすすめます。これに対応できるよう職員に研修や実習で知識を深めさせ、看護技術を向上させます。
- イ 職員採用をすすめ、職員体制を充実させることにより頻回な訪問や緊急時に対応できるようにすることや療養通所の運営に今まで以上に関わり、在宅と通所の両面から支援できるようにします。

## 2 職場環境の充実と施設整備等積立金の開始

労働安全衛生の対応を踏まえ、不足している職員トイレの増設、更衣室の拡充のための改修工事や、事務室を圧迫している書類を保管するため、書類保管庫を整備する工事を着工します。

また、建築後17年経過した石田デイサービスセンター本館の全面改修費や将来新規事業の設立が必要となった場合にあてる資金として、繰越金を積立金として区分します。

## III 事業別計画

### 1 法人の運営

住民からの信頼と理解を得られるよう、法人の運営状況について、より一層透明性を確保し、住民への情報公開を積極的に行います。また、住民や施設・団体・事業所等の地域福祉活動への参加促進をはかるため、職員の資質を高め、広報啓発活動を充実します。

#### (1) 役員等による運営体制

- ア 役員会等の開催
- イ 経営会議、管理者会議の開催
- ウ 監事監査の実施
- エ 第三者委員会の開催
- オ 役員等研修会の実施

#### (5) 災害ボランティア体制の充実

災害が発生した場合、社協は災害ボランティアセンターを設置する役割を担っています。日ごろの見守り支えあい体制の強化と相まって、有事の際には災害ボランティアセンター設置を円滑に進め住民支援が行えるよう、災害ボランティアコーディネータの養成や関係者連絡会の開催を進めます。

#### (6) 社協の「見える化」の充実

社会福祉協議会の目的や役割について、住民の理解を高めることができるよう、社協だよりのカラー化を図るとともに、発行月を見直し、より迅速にタイムリーな情報を市民に提供します。

また、「社協ほっとホット福祉大賞」として、写真、川柳の募集を行い、暮らしや福祉について考えるきっかけづくりを行うとともに、社会福祉大会を地域福祉フォーラムとリニューアルし、より住民に社協に親しみをもって参加いただけるよう、内容の充実に努めます。

#### (7) 組織体制の見直しによる地域福祉活動の促進

ボランティアセンターを地域支援課に一元化し、地域支援と生活支援を一体的に行える体制とすることで、個別支援活動の問題を地域で共有したり、地域支援上の課題を解決するためにボランティアの力を求めたりして、地域生活課題の早期発見、早期解決に努めます。

#### (8) 財源確保の取り組みと社協理解の促進

新たな会費収納手法の一つとして、インターネットにより寄附できる仕組みを構築し、市内外に向けて広く会費協力を呼びかけ、社協への理解者、支援者を広げます。

## 【2】 介護事業部

### 1 介護事業の中期事業計画3年目の推進

#### (1) 通所介護事業

- ア 石田デイサービスセンターと他のデイサービスセンターとの機能分担をすすめるために、重度の利用者の送迎・入浴・個別機能訓練などの介護サービスの充実を図り、より安全で利用者が安心して利用可能な体制を構築するとともに介護者のレスパイトの支援をし、地域で必要とされる事業所になるよう努めます。
- イ 療養通所介護事業所については、一般のデイサービスでは受け入れ困難な終末期看護が必要な利用者の受け入れを強化するため、訪問看護事業とともに職員体制を整えます。

#### (2) 認知症通所介護事業

- ア 限られた空間の中で安心して快適に過ごしてもらえることが可能な環境整備の実施や、作業療法等の充実、認知症に関する研修に参加し、質の高いサービスを提供します。
- イ 利用者家族の支援を強化するため、自宅訪問をさらに進めると同時に、家族間での意見や情報共有の場の提供をし、身体的および精神的な負担を軽減します。

### (3) 居宅介護支援事業所

- ア 充実したスキルを有する主任ケアマネジャーが多く在籍していることから業務内容のレベルアップをし、地域包括センターや病院などと連携をとり利用者や家族が安心して在宅での生活が維持できるよう支援します。
- イ 介護事業部の営業的役割の強化が図れるよう、各事業所と情報交換を十分に行い、連携を強化していきます。

### (4) 訪問介護事業所

- ア 困難ケース、重度者の介護、認知症介護の専門的な介護に対応できる特色のある事業所として他職種と連携しながら高い介護力を持った事業所として展開していきます。
- イ 職員体制を見直し、職員数が不足し対応が困難な状況にならないよう、新しい組織作りをします。

また、専門的な技術を向上させるため、研修参加など教育を充実させます。

### (5) 訪問看護事業所

- ア 地域での在宅療養者の暮らしを支える看護を提供するため、終末期看護と認知症看護を重点的にすすめます。これに対応できるよう職員に研修や実習で知識を深めさせ、看護技術を向上させます。
- イ 職員採用をすすめ、職員体制を充実させることにより頻回な訪問や緊急時に対応できるようにすることや療養通所の運営に今まで以上に関わり、在宅と通所の両面から支援できるようにします。

## 2 職場環境の充実と施設整備等積立金の開始

労働安全衛生の対応を踏まえ、不足している職員トイレの増設、更衣室の拡充のための改修工事や、事務室を圧迫している書類を保管するため、書類保管庫を整備する工事を着工します。

また、建築後 17 年経過した石田デイサービスセンター本館の全面改修費や将来新規事業の設立が必要となった場合にあてる資金として、繰越金を積立金として区分します。

## III 事業別計画

### 1 法人の運営

住民からの信頼と理解を得られるよう、法人の運営状況について、より一層透明性を確保し、住民への情報公開を積極的に行います。また、住民や施設・団体・事業所等の地域福祉活動への参加促進をはかるため、職員の資質を高め、広報啓発活動を充実します。

#### (1) 役員等による運営体制

- ア 役員会等の開催
- イ 経営会議、管理者会議の開催
- ウ 監事監査の実施
- エ 第三者委員会の開催
- オ 役員等研修会の実施

(2) 運営管理

- ア アドバイザー（税理士・社会保険労務士）の配置
- イ 産業医の配置（介護事業部）
- ウ 会用車、活動備品、事務機器・ソフト・システムの整備・保守
- エ 職員研修の実施（マネジメント研修・階層別研修、課題別各種研修への参加、全体研修）
- オ 事務局会議、調整会議（新設）の開催
- カ 行政との情報交換会の開催

(3) 広報啓発活動の推進

- <拡>ア 社協だよりの発行（表紙カラー化、発行月の変更：7月、10月、1月、4月）  
イ ホームページの即時更新  
ウ 職員出前講座の実施

(4) 表彰・顕彰

- ア 社会福祉事業功労者等表彰  
<新>イ 社協ほっとホット福祉大賞（写真、川柳）

(5) 会員（会費）の募集

- ア 一般会員加入依頼（1世帯200円・5月に自治会を通じて依頼）
- イ 賛助会員加入依頼（個人・一口1,000円・9月に自治会を通じて依頼）
- ウ 特別賛助会員加入依頼（事業所・一口5,000円・7月に依頼）
- エ 施設および団体会員加入依頼（一口1,000円・7月に依頼）

(6) 財源確保の取り組み

- ア 会員募集カラーチラシの全戸配布と啓発  
<新>イ インターネットによる会費・募金収納のしくみ構築  
ウ 社協だより広告募集（会員加入依頼時にチラシを同封）  
エ 事務改善・業務改善の徹底

## 2 小地域福祉活動の推進

「みんなが主役 つながる 支えあう 福祉のまちづくり」をめざして、学区社協や自治会、また民生委員・児童委員等との連携を深め、地域ぐるみによる見守り・支えあい体制の構築を意識した、小地域福祉活動を推進します。

(1) 学区社協との連携強化

- ア 学区地域福祉活動支援員（正規職員）の配置
- イ 学区社協連絡会議の開催（年1回）
- ウ 地区会館福祉コーディネータ連絡会議の開催（隔月）
- エ 学区社協理事との懇談会開催
- オ 広報づくり研修会の開催（3回講座）

(2) 学区社会福祉協議会への助成

- <新>ア 学区社協課題解決助成金（5万円×7学区）  
<新>イ 学区社協歳末事業助成金（5万円×7学区）

- <拡>ウ 見守り支えあい活動への助成(訪問1人あたり年額最大1,200円を助成)  
 エ 小地域福祉活動推進事業費(10万円+1万円×自治会数)  
 オ 学区地域福祉活動計画推進費(90円×一般会費納入世帯数+納入賛助会費の半額)  
 カ 福祉協力員活動費助成(協力員一人あたり5,000円)  
 キ 学区すこやかサロン事業への助成(食事有兼体操有1回あたり1.1万円)  
 ク 学区在宅介護者のつどいへの助成(1万円+参加者×1,000円)  
 ケ ひとり暮らし高齢者などふれあいお楽しみ会への助成(2万円+参加者数×1,500円)  
 コ サロンボランティア活動講座への助成(1開催1万円)  
 サ 若者の出番づくり活動への助成(学区社協と自治会が対象、1件3万円:総額50万円)

(3) 自治会福祉活動への支援

- <新>ア 自治会健康福祉部会活動促進助成(部会新規設置・新規取り組みに重点:総額60万円)  
 <拡>イ 自治会在宅介護者のつどいへの助成(5,000円+参加者数×1,000円/回、年2回まで)  
 ウ 自治会子育てサロンへの助成(月あたり2,500円、参加者数による加算最大3万円)  
 エ 見守り支えあい活動への助成(再)  
 オ 若者の出番づくり活動への助成(再)  
 カ 自治会すこやかサロンへの助成(1自治会11,000円を限度/月:総額132,000円・年、  
 食事付1万円、食事無4,500円、体操1,000円加算)

(4) 地域福祉推進員の活動推進

- ア 地域福祉推進員連絡会議の開催(月1回)  
 イ 第3次守山市地域福祉活動計画の進捗管理と事業計画の推進  
 ウ 学区地域福祉活動計画の推進

(5) 福祉協力員の活動推進

- ア 委嘱状交付、全員研修実施  
 イ 各学区福祉協力員代表者会議の開催  
 ウ 福祉協力員活動費助成

(6) イベント機器、レクリエーション機材等の貸出事業

(7) 小地域見守り支えあい活動の推進

- ア 緊急医療情報配備事業(暮らしの安心メモ・命のバトンの配付)の推進  
 イ ひとり暮らし高齢者への年賀状の送付  
 ウ 在宅介護者のつどいの開催(年1回)と介護者希望会活動との連携  
 エ 寝たきりの高齢者への歳末ふとん丸洗いサービスの実施(一部負担有り)

<新>オ 要援護者等の福祉情報システムの更新

<新>カ 福祉啓発推進事業の実施

(8) 生活支援体制整備事業の推進

- ア 第1層(市域)生活支援コーディネータの配置(市社協職員)  
 イ 第2層(学区)生活支援コーディネータの配置(地域福祉推進員等)  
 ウ 第2層に話しあいの場(協議体)の運営支援と地域に応じた地域づくりの推進

(9) <新>地域福祉フォーラムの開催

- ア 企画・運営会議の開催
- イ 表彰（再）、講演会の実施
- ウ 福祉活動等の展示ほか

(10) <新>第4次守山市地域福祉活動計画の策定準備

- ア 守山市地域福祉活動推進委員会の開催
- イ 自治会、福祉団体等へのアンケートおよびヒアリング

### 3 ボランティア活動の推進

住民主体の福祉活動を推進するため、ボランティア活動の普及啓発、情報提供をはじめ活動機会の充実に努めるとともに、地域の課題を受け止め解決するために、暮らしを見守るボランティアの育成・組織化につとめます。

(1) ボランティアセンターの運営

- ア ボランティアコーディネータの配置
- イ ボランティアに関する相談・調整・紹介
- ウ ボランティアに関する講座・研修会の開催
- エ 活動に関する情報の提供（社協だより・ホームページ）
- オ ボランティア活動保険、行事用保険等の加入受付
- カ ボランティアグループの活動支援（登録グループへの助成事務、ボランティア連絡協議会との連携、各種助成制度の案内、グループ運営の相談や組織化援助）
- キ 福祉教育への支援、用具の貸し出し
- ク 学区や地域のボランティア活動との連携・協力
- ケ 地域イベントへの用具の貸し出し

(2) <新>災害ボランティア体制の充実

- ア 災害ボランティアコーディネータの養成
- イ 関係者連絡会議の開催

(3) ボランティア活動に関する事業の実施

- ア 広報点字版の発行
- イ 回想法ボランティア派遣事業の実施
- ウ いきがい活動ポイント事業の実施
- エ お話し相手ボランティア派遣事業の実施
- オ 福祉有償運送事業の実施
- カ ボランティア育成交流事業の実施

(4) ファミリー・サポート・センター事業の実施

- ア アドバイザーの配置
- イ 会員の募集、登録および会員の組織化
- ウ 会員相互の援助活動の調整
- エ 会員や市民対象の講習会、交流会の実施

#### (5) その他のボランティア活動等の推進

- ア ひきこもり支援事業の実施（ボランティアの呼びかけ）
- イ 福祉関係者（福祉事業者）交流事業の実施
- ウ こども食堂実践者交流研修
- エ 福祉車両貸し出しあけ応援事業の実施

### 4 相談・支援事業の実施

地域住民の暮らしの心配ごとや困りごとをまるごと受けとめ、寄り添いながら、市社協が持つ、ボランティアセンターや善意銀行などあらゆる機能を活用し、関係機関と連携しながら、課題解決に向けた支援を行います。

#### (1) 市社協職員による心配ごと相談の実施

#### (2) 地域福祉権利擁護事業の実施

- ア 自立生活支援専門員の配置（市社協職員）
- イ 生活支援員の配置による支援活動の展開

#### (3) 生活困窮世帯への相談・支援の実施（食糧等の支援・緊急一時生活資金の貸付・貸付金滞納整理）

#### (4) 家計相談支援事業の実施

#### (5) 生活福祉資金の貸付相談

### 5 善意銀行運営事業

市内外の皆さまから、善意の寄附（金銭、物品）を受け、寄附者の意向に沿いながら、これを効果的に活用することで、地域福祉の推進をはかります。

#### ア 火災等に見舞われた世帯へ災害見舞金の贈呈

#### イ 児童養護施設「守山学園」の園生に小学校入学祝品および学園退園者に祝品贈呈

#### ウ 全国健康福祉祭(ねんりんピック)に滋賀県代表として出場する高齢者へ激励金贈呈

#### エ 民生委員児童委員が行う生活困窮者一時資金貸付への原資の支援（再掲）

#### オ 生活困窮者への食料品（米、その他）の支援（再掲）

#### カ 社協が行う地域福祉活動への助成

#### （ア）社協だよりの発行経費（善意銀行だより掲載、ボランティアによる配付経費他）

#### （イ）見守り、相談支援システムPCの更新経費

#### キ 寄附者の指定する事業や施設等に寄附金品を贈呈（指定寄附）

### 6 基金運営事業

各基金を確実・安全な方法により管理・運用し、地域福祉活動に活用します。

#### (1) 福祉基金

#### (2) ボランティア基金

#### (3) 中村一彦・鈴子ほたるの子基金

### 7 介護等各事業

#### (1) 通所介護事業（石田デイサービスセンター）

#### ア 療養通所のデイルームの有効活用をし、個別対応の必要な重度利用者の受入れをする。

#### イ 機能訓練機器および施設のアメニティを充実させる。

ウ 職員の業務分担を見直す。

- (2) 認知症対応型通所介護事業（デイサービスひだまり）
  - ア 口腔ケアなどを安全に実施できる洗面所の設置
  - イ 職員研修や他事業所の視察などを実施し、活動内容を見直す。
- (3) 居宅介護支援事業
  - ア 地域包括ケアシステムの構築
  - イ 主任ケアマネジャーを中心に業務内容のレベルアップを図る。
- (4) 訪問介護事業
  - ア 高い介護力で評価を受けている事業所である「特定事業所加算Ⅰ」を継続する。
  - イ サービス提供時間の見直しをし、時間外勤務の改善をする。
- (5) 障害者自立支援事業
  - ア 介護、障害福祉サービスのバランスを考慮し対応する。
  - イ 研修等に参加し、障害者への支援力の向上を図る。
- (6) 訪問看護事業
  - ア 看護技術の個人差をなくすため、マニュアルの再整備と施設実習の体験をする。
  - イ 在宅看取りまで支援できる組織づくりを実施する。
- (7) 療養通所介護事業（療養通所めばえ）
  - ア 他事業所との連携強化および機能分担をすすめる。
  - イ 職員体制を整え、営業日等受入体制の充実を図る。

## 8 その他地域福祉を推進する活動

- (1) 共同募金運動の推進
- (2) 赤十字事業の推進
- (3) 戦没者追悼事業への助成
- (4) 社会福祉現場実習の受け入れ
- (5) エコキャップ活動の推進